

第23期 第9回青森県西部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和8年1月22日（木）午後1時30分

2 場 所 青森市新町1丁目11-22
アラスカ会館 2階「ガーネット」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	堀 内 精 二
	会長代理	立 石 政 男
	委 員	富 田 重 基
	〃	古 川 今日志
	〃	川 山 光 則
	〃	尾 野 明 彦
	〃	伊 藤 大 作
	〃	菊 谷 尚 久
	〃	竹ヶ原 公
	〃	永 瀬 めぐみ
	欠席委員	田 村 義 夫
	〃	柴 田 武 信
	〃	黒 滝 洋 子
〃	山 縣 勝 彦	
〃	東 信 行	
県 側	水産振興課 副 参 事	野 月 浩
	〃 主 幹	田 澤 亮
	〃 総括主幹	山 田 嘉 暢
	〃 主 幹	白 川 慎 一
	鱒ヶ沢水産事務所 所 長	田 村 直 明
	むつ水産事務所 副 所 長	泉 田 哲 志
事 務 局	事務局長	三 橋 潤一郎
	主幹専門員	長谷川 清
	技 師	傳 法 利 行

4 提出議案、審議結果

議案第1号：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

→原案どおり答申することに決定された。

議案第2号：令和8管理年度におけるくろまぐろ知事管理漁獲可能量の当初配分について（諮問）

→原案どおり答申することに決定された。

議案第3号：令和8管理年度におけるくろまぐろ知事管理漁獲可能量の変更に係る事前諮問について（諮問）

→原案どおり答申することに決定された。

議案第4号：西部海区管内におけるいか釣り漁業の光力規制の指示について

→原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

議案第5号：西部海区管内におけるいか釣り漁業の操業の指示について

→原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

議案第6号：西部海区管内における自家用釣餌用いか釣り漁業の操業の指示について

→原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

5 議事の経過

堀内会長

それでは、ただ今から、第23期第9回青森県西部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まずは、新年初めての委員会ですので、明けましておめでとうございます。

本県水産業は、主要産業である、サケなどの大不漁、そして陸奥湾ホタテの高水温による被害と、非常に厳しい状況が依然として続いております。

なかなか明るい話題がない中で、今年1月5日のマグロの初競りで大間産のマグロが5億1,030万円という過去最高額で競り落とされるという明るいニュースもありました。これを契機に令和8年が明るい年となり、本県水産業が早期に復活できるよう、また、委員及び関係者の皆様にとって良い年となるよう心からお祈りいたします。

御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案6件が予定されていますので、委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら、スムーズに進めて参りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本日は委員数15名のところ、過半数を超える10名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでどおりの慣例により、私の方からの指名でよろしいでしょうか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

堀内会長

それでは、異議なしとの声がございますので、今回の議事録署名人といたしまして、尾野委員と伊藤委員の両名を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、議題に入ります。

議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について(諮問)」を議題に付します。
事務局から説明をお願いします。

三橋事務局長

はい、会長。

堀内会長

はい。

三橋事務局長

それでは、説明いたします。

議案第1号 資料の1ページ目を御覧ください。これは、県知事からの諮問文です。
件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について(諮問)

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは、漁業法の規定に基づき、今回諮問があったもので、詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上です。

堀内会長

それでは、県の方から補足説明があればお願いします。

水産振興課 野月副参事

はい、会長。

堀内会長

はい。

水産振興課 野月副参事

そうしましたら、議案の第1号について、県の方から説明させていただきます。

資料は、1ページを1枚おめくりいただいて2ページ目からということになります。

いつものように漁業魚種、漁業を営む者の資格、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数等について説明させていただきます。

最初の2ページ目ですけれども、こちらの漁業魚種は、小型いか釣り漁業のするめいかでございます。

これは、来年度の方でございますけれども、こちらは8ページまで続いてございます。

最初の2ページ目ですけれども、こちらは、漁業を営む者の資格としては、青森県内に住所を有する者ということで、県内の漁業者ということで、242隻でございます。

続いて、3ページ目ですけれども、こちらの上段は、北海道の漁業者で144隻、下段が、秋田県の漁業者で4隻となっております。

続いて、4ページ目に参りますと、上段が、山形県の漁業者で4隻、中段が、石川県で3隻、下段が、福井県の漁業者で5隻となっております。

5ページの方では、上段が、鳥取県の漁業者で4隻、下段が、島根県の漁業者で1隻です。

そして、6ページの方に移りますと、上段が、長崎県で2隻、下段が、岩手県で27隻です。

7ページの方では、上段が、宮城県で6隻、下段が、千葉県で1隻です。

そして、最後の8ページ目ですけれども、新潟県の漁業者で2隻となっております。

以上が、小型いか釣り漁業（するめいか）ということでございます。

続いて、9ページ目ですけれども、こちらは、小型いか釣り漁業のやりいかでございます。

この魚種につきましては、昨年11月に諮問させていただきましたけれども、大畑町の大畑町漁協がエントリーするのを失念していたということで、その大畑町漁協分の3隻を今回改めて諮問させていただくという内容で、小型いか釣り漁業のやりいかの分ということでございます。

10ページの方に参りますと、こちらは、かれい・そいの小型定置漁業でございます。

漁業を営む者の資格としては、外ヶ浜町に住所を有する者で、3人となっております。

次の11ページの方に参りますと、こちらが、潜水器漁業ということになります。

上段が、ほたてがい潜水器漁業ということで、西共第51号の共同漁業権者ということで、むつ市漁協の1人ということですが。

そして、2段目ですけれども、こちらは、なまこ潜水器漁業で、こちら西共51号・53号の漁業権者ということで、こちらむつ市漁協の1人となっております。

次のなまこ潜水器漁業では、こちらは、西共第55号の共同漁業権者ということで、

川内町漁協ということで1人ということになってございます。

一番下の段から次のページにかけては、ほや・ほたてがい・あかがい・あかざらがい・むらさきがい・たこ・ばかがい・はまぐり・あかもく・いたやがい・いわがき・えぞいしかけがい・たいらぎ・とりがい・あかにし・なみがいの潜水器漁業ということで、こちらの方も川内町漁協の1人となってございます。

12ページ目の最後の方ですけれども、こちらが、さざえ・あわびの潜水器漁業ということで、久共第1号・2号の共同漁業権者のうち、秋田県に住所を有する者ということで、秋田県漁協の1人ということになっております。

県の方からの説明は以上でございます。

審議の方、よろしくお願ひいたします。

堀内会長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

なお、発言は議案以外にわたらないよう、そして発言する際には、挙手のうえ、私の指名を受けた後、マイクを使用して御発言するようお願いします。

皆さん、何か御質問、御意見はありませんか。

委員

(「なし」の声あり。)

堀内会長

それでは、御質問、御意見がないようですので、議案第1号については、諮問のとおり決定したいと思います。御異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声あり。)

堀内会長

ありがとうございます。

それでは、議案第1号は、諮問どおりと決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任お願ひいたします。

次の議事に入りますが、会議時間短縮のため関連のある議案第2号「令和8管理年度における、くろまぐろ知事管理漁獲可能量の当初配分について(諮問)」及び議案第3号「令和8管理年度におけるくろまぐろ知事管理漁獲可能量の変更に係る事前諮問について(諮問)」を一括して議題に付します。

事務局から説明をお願いいたします。

三橋事務局長

それでは、説明いたします。

まずは、議案第2号につきまして、議案第2号 資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文の一部を読み上げます。

諮問書、令和8管理年度におけるくろまぐろ知事管理漁獲可能量の当初配分について

くろまぐろに関する令和8管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、農林水産大臣から、令和7年12月19日付け水管第2402号で通知があったことから、漁業法第16条第1項の規定に掲げる知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めることとしたいので、同条第2項の規定に基づき、貴委員会に意見を求めます。

以上となりますが、諮問に至った経緯等につきましては、この諮問文のとおりであり、今回の諮問は国から示された数量を本県漁獲可能量としてよろしいか意見を求めているものでございます。

詳細につきましては、この後県側から説明がありますので省略させていただきます。

続いて、議案第3号を説明いたします。

議案第3号の資料の1ページ目を御覧ください。

県知事からの諮問文です。件名及び本文を読み上げます。

諮問書、令和8管理年度におけるくろまぐろ知事管理漁獲可能量の変更に係る事前諮問について

くろまぐろに関する令和8管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、今後、知事管理漁獲可能量の追加配分や都道府県間の融通等に伴い、今般の知事管理漁獲可能量の公表（公告）を変更する見込みであり、これらを迅速に処理する必要があります。

この際、漁業法第16条第5項で準用する第2項に基づき、貴委員会の意見を聴く必要がありますが、前管理期間と同様に、同法第124条に基づく協定の協定管理委員会等、関係漁業者の合意に基づく場合のみ、貴委員会に諮問せずに手続きし、手続き後に報告することで迅速化を図ることについて、貴委員会に意見を求めます。

以上となりますが、この件につきましても、諮問に至った経緯等につきましては、この諮問文のとおりであり、また、詳細については、この後、県側から説明がありますので、事務局からの説明は以上にさせていただきます。

よろしく申し上げます。

堀内会長

それでは、県から補足説明があれば申し上げます。

水産振興課 山田総括主幹

はい、会長。

堀内会長

はい。

水産振興課 山田総括主幹

県水産振興課の山田です。着座にて補足説明させていただきます。

私から、令和8管理年度におけるくろまぐろ知事管理漁獲可能量の当初配分について御説明いたします。

内容は、諮問文のとおりとなります。

なお、数量の根拠については、昨年度、対面並びにオンライン方式で開催された「TAC意見交換会」において、国から説明があったとおり、今年度の国際会議において特に増枠の話が議論されなかったことを踏まえて、大型魚、小型魚共に令和7管理年度当初配分と同数量という内容になっております。

また、令和8管理年度におけるくろまぐろ知事管理漁獲可能量の変更に係る事前諮問について説明いたします。

内容は、諮問文のとおりとなりますが、この事前諮問は、前管理期間と同様の内容となっており、令和8管理年度における漁獲枠の融通を迅速に進めるためのものでもありますので、御理解いただければと思います。

県からの補足説明は以上となります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

堀内会長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

委員

(「ありません」の声あり。)

堀内会長

それでは、御質問、御意見もないようですので、議案第2号及び議案第3号については、諮問のとおり決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声あり。)

堀内会長

それでは、議案第2号及び議案第3号は、諮問どおりと決定し、県知事に答申することいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任お願いいたします。

続いて、議案第4号「西部海区管内におけるいか釣り漁業の光力規制の指示について」、そして議案第5号「西部海区管内におけるいか釣り漁業の操業の指示について」及び議案第6号「西部海区管内における自家用釣餌用いか釣り漁業の操業の指示について」を一括して議題に付します。

事務局から説明をお願いいたします。

三橋事務局長

それでは、説明いたします。

まず、議案第4号につきまして、資料1を御覧ください。

これは、青森県小型いか釣り漁業協議会会長から、過剰光力設備の抑制による経営安定のために、令和8年1月13日付けで西部海区漁業調整委員会会長宛てに発せられた依頼文です。

内容は、指示の有効期間を1年更新した以外は、昨年と同じとなっておりますので、読み上げは省略させていただきます。

続いて、議案第4号 資料2を御覧ください。

これは、令和8年度における当委員会の指示案です。前段を読み上げます。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第1号（案）

青森県西部海区管内におけるいか釣り漁業の光力規制について、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

令和8年〇月〇日

青森県西部海区漁業調整委員会 会長 堀内精二

この指示の内容は、これまでと同様に協議会からの依頼内容を指示案としたもので、年次を1年更新した部分を除いて昨年と同様であり、階層別の集魚灯の合計光力は1のとおりとなっております。加えて20キロワット以内の作業灯を認め、水中集魚灯は使用禁止とする内容となっております。

続いて、議案第5号の説明をいたします。

これは、5トン未満のいか釣り漁業について、平成3年以降、承認制とし、委員会指示を発動してきているものです。資料1を御覧ください。

令和8年度漁期における指示案です。前段を読み上げます。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第2号（案）

青森県西部海区管内におけるいか釣り漁業の操業について、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

令和8年〇月〇日

青森県西部海区漁業調整委員会 会長 堀内精二

以下、年次に係る部分を1年更新した以外は、昨年度と同じ内容となっております。

次に資料2を御覧ください。

令和8年度の事務取扱要領（案）となっております。

承認事務の要領ということで、昨年度との変更点は、様式まで含めて年次に係る部分を1年更新したというものになります。

また、6ページの第4号様式、船橋楼に表示する標識の地形図の色、標識の色でございますが、令和8年度は、プリントが深緑色になってはいますが、緑色ということになります。

続いて、資料3を御覧ください。

これは、承認事務を円滑に進めるための内規となっております。

1の（1）委員会への付議ということで、この表のアのケース、前年度実績船につきましては、委員会の付議を不要とする。

それから、表のイからカに関しては、委員会が事情やむを得ないものと認めて会議に付することを省略して承認事務を進めてよいとしているものでございます。

表のキ、これがイからカに該当しない新規に関しましては、委員会の方に付議して承認するとなります。

（2）非承認は省略いたします。

裏面を御覧ください。

（3）でございます。

承認隻数枠の設定ということで、上限、承認上限でございますが、当分の間、県内船490隻、県外船70隻ということにしております。

（4）の方は省略いたします。

2につきましては、次の議案第6号での自家用釣餌用いか釣り漁業についての規定ですが、ほぼ本業のいか釣り漁業の操業承認に準ずる内容となっております。

続いて、議案第6号の説明をいたします。

これは、いか釣りを本業とせず自らの釣り餌用として使用するスルメイカの採捕のための漁業承認であり、平成23年度から指示を発動し、承認をしているものでございます。

議案第6号 資料1、令和8年度漁期における委員会指示案です。

前段を読み上げます。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第3号

青森県西部海区管内における自家用釣餌用いか釣り漁業の操業について、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

令和8年〇月〇日

青森県西部海区漁業調整委員会 会長 堀内精二

内容につきましては、年次に係る部分を1年更新した以外は、これまでと同じとな

っております。

続いて、資料2の方になります。

承認に係る事務取扱要領（案）でございますが、昨年度との変更点は、様式まで含めて年次に係る部分を1年更新したのみとなっております。

以上が議案第4号、第5号及び第6号に係る事務局からの説明となります。

なお、委員会指示の県報登載時に若干の字句修正がある場合は、事務局一任ということで承認をお願いいたします。

御審議の方、よろしくお願いいたします。

堀内会長

県からの補足説明があればお願いいたします。

水産振興課

県の方からの説明はございません。よろしくお願いいたします。

堀内会長

それでは、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

委 員

（「なし」の声あり。）

堀内会長

それでは、御質問、御意見もないようですので、原案どおり委員会指示を発動することにしたいと思っておりますが、皆さん、御異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

堀内会長

それでは、議案第4号、議案第5号及び議案第6号については、原案どおり委員会指示を発動することに決定いたします。

なお、指示にあたっては、若干の字句修正がある場合は、事務局一任といたします。

それでは、本日本日予定していた議事を全て終了し、以上、これをもちまして、第23期第9回青森県西部海区漁業調整委員会を閉会いたします。

終了 午後1時55分